河内長野市事業所向けＰＰＡモデル事業プランの登録に関す

る要領

　（目的）

第１条 この要領は、太陽光発電システムの設置に係るサービスに関する事業プラン登録の要件を定め、当該サービスを提供する事業者を募集し、要件に適合したものを市が登録することにより、登録事業プランの適切な運営を促進するとともに、市民が安心して当該サービスを利用できる環境の構築を図ることで、市内事業所におけるエネルギーの地産地消を推進することを目的とする。

　（定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 補助対象施設　日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する者が所有する河内長野市内の事務所･事業所等（店舗併用住宅含む）をいう。

　　ア　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社

　　イ　法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第７号に規定する協同組合等

　　ウ　保険業法（平成７年法律第１０５号）第２条第２項に規定する保険会社

　　エ　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人

　　オ　私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人

　　カ　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条第２項に規定する医療法人

　　キ　宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第４条第２項に規定する宗教法人

　　ク　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）

　　ケ　建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する団体

　　コ　個人事業主

　　サ　その他環境大臣の承認を得て、市長が適当と認める者

　(2) 太陽光発電設備　太陽電池モジュール、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。

　(3) 太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。

　(4) オンサイト設置　太陽光発電設備を事業所等の屋根や電気を使用する場所の敷地内に設置する形態をいう。

　(5) 需要家　電気の供給を受けて使用している者をいう。

　(6) オンサイトＰＰＡモデル　太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に当該設備等を当該事業者の費用により設置し、所有及び維持管理をした上で、当該設備等で発電した電気を需要家に供給する契約方式をいう。

　(7) ＦＩＴ　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年７月１日環地域事発第２２０７０１２号）別紙２の２（２）ア（ア）に規定する固定価格買取制度をいう。

　(8) ＰＰＡモデル事業プラン　オンサイトＰＰＡモデルによるサービスをいう。

　(9) 登録事業プラン 本要領により、市に登録されたＰＰＡモデル事業プランをいう。

　(10) サービス料金　ＰＰＡモデル事業プランに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。

　(11) 登録事業者 登録事業プランを提供する事業者をいう。

　（申請者の要件）

第３条　ＰＰＡモデル事業プランの登録に係る申請を行う事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

　(1) 法人（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第５号に規定する公共法人を除く。）であること。

　(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者又は同条第２項各号に規定する者でないこと。

　(3) 直近３年度間において、国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。

　(4) 代表者が破産者で復権を得ていない団体でないこと。

　(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

　(6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

　(7) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

　(8) 代表者が成年被後見人又は被保佐人若しくは未成年者である団体でないこと。

　(9) 代表者が懲役若しくは禁錮の刑に処されその執行が終わらない者又は禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって逮捕・勾留若しくは起訴され判決が確定にいたるまでの者である団体でないこと。

　(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

　(11) 市から地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消を受け、当該取消の日から１年を経過しない団体でないこと。

　(12) 地方自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触する団体でないこと。

　(13) 河内長野市建設工事等指名停止要綱（平成１３年河内長野市要綱第５１号）に基づく指名停止措置期間中の団体でないこと。

　(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるものでないこと。

２　申請者は、登録事業プランに則して太陽光発電システムを設置し、登録事業プランに係る契約期間中の保証や故障対応等を行うことができるよう、必要な体制を整えなければならない。

３　複数の事業者が団体等を組成して行う場合、複数事業者のうち、市長に登録申請を行う事業者を申請者とする。

　（登録事業プランの要件）

第４条　登録できるＰＰＡモデル事業プランは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

　(1) 市内の補助対象施設の所有者を対象に太陽光発電システムを設置するサービスであること。

　(2) 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。

　(3) 太陽光発電システムが故障した場合に、登録事業プランに係る契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。

　(4) 補助対象施設の所有者から希望があった場合、登録事業プランに係る契約期間中の契約解約を認めるものであること。また、事業者都合で当該契約を遂行できなくなった場合、補助対象施設の所有者に不利益が生じないような契約となっていること。

　(5) 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害及び財物損壊に係る賠償責任補償が付加されていること。ただし、太陽光発電システムが原因の場合においてメーカー等が補償する取り決めになっている、又は、取付工事が原因の場合において施工業者が保険会社等の一般的な保険商品等に加入している場合は、この限りではない。

　(6) 登録事業プランに係る契約期間が太陽光発電設備については設置から１７年以上、蓄電池については６年以上であって、当該期間継続して市内において設置されると見込まれること。

　(7) 太陽光発電設備を導入した施設に太陽光発電設備で発電した電気が供給される場合にあっては当該電気に太陽光発電設備で発電した電気が持つ発電時に二酸化炭素を排出しないという価値（以下「環境価値」という。）が伴っており、事業者が環境価値を取得しないこと。

　(8) 太陽光発電設備で発電する電力量の５０％以上が当該設備を設置した施設内で消費されること。

　(9) 登録事業プランに参加する事業者のうち、販売事業者（太陽光発電システムを設置する補助対象施設の所有者と直接、登録事業プランに係る契約を締結する事業者をいう。）については、登録事業プランで採用する太陽光発電システムの取引実績（同等の実績があると認められる場合を含む。）があり、かつ、可能な限り大阪府内に現に事務所（支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有するもの）を有して事業を行っていること。

　(10) 太陽光発電設備の設置にあたっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施されること（ただし、専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く。）。

　（太陽光発電システムの要件）

第５条　登録事業プランで導入する太陽光発電システムは、停電時においても電力供給を継続する機能を有するものとする。

　（太陽光発電設備の要件）

第６条　登録事業プランで導入する太陽光発電設備は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

　(1) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、国際電気標準会議（ＩＥＣ）のＩＥＣＥＥ-ＰＶ-ＦＣＳ制度に加盟する海外認証機関又はＩＥＣＥＥ-ＣＢ認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること

　(2) 未使用品であること。

　(3) 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

　（蓄電池の要件）

第７条　登録事業プランで導入する蓄電池は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

　(1) 未使用品であること。

　(2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

　(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

　(4) 容量あたりの価格が次に掲げる金額以下の蓄電システムであること

　　ア　家庭用（４，８００Ａｈ・セル未満）の場合１５．５万円／ｋｗｈ（工事費込み・税抜き）

　　イ　業務用（４，８００Ａｈ・セル以上）の場合１９万円／ｋｗｈ（工事費込み・税抜き）

　(5) 家庭用（４，８００Ａｈ・セル未満）の場合は「一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳⅡ）により機器登録されたものであること。

　(6) 業務用 （４，８００Ａｈ・セル以上）の場合は河内長野市火災予防条例（昭和３７年河内長野市条例第２１号）で定める安全基準を遵守すること。

　（登録申請）

第８条　申請者は、河内長野市事業所向けＰＰＡモデル事業プラン登録申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

２　前項の提出は書面によるものとし、様式の電子データ（Ｅｘｃｅｌ形式）及び添付書類の電子データを併せて提出するものとする。

３　第１項の申請書類の取扱いについては、以下の各号に掲げるとおりとする。

　(1) 申請書類の著作権は申請者に帰属する。

　(2) 申請書類は審査及び登録後の事業運営に使用する。

　(3) 申請書類の内容に含まれる特許権実用新案権意匠権商標権及びその他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は申請者が負うものとする。

　（登録の審査）

第９条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容が第３条から第７条までの要件を満たすかどうかを審査するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査に当たっては、申請書類の審査、申請者からの意見聴取を行うことができる。

３　申請者は、審査が円滑に行えるよう積極的に協力しなければならない。

　（登録）

第１０条　市長は、前条の規定による審査で、本要領で示している要件を全て満たすと認められたときは、申請のあったＰＰＡサービスを登録し、申請者に対し文書にて通知するものとする。

２　前項の登録の期間については、登録の日から登録の日が属する年度末までとする。

　（登録の更新）

第１１条　前条の規定による登録の期間満了後、引き続き登録を受けようとする登録事業者は、満了の日までに事業プラン更新意思確認書（様式第２号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

２　市長は、前項に基づき提出された書類について、更新の可否を決定したうえで、登録事業者へ通知する。

　（登録の変更・廃止）

第１２条　登録事業プランについて、登録事業者が登録内容の変更又は廃止しようとするときは、事業プラン変更等申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　（登録の抹消）

第１３条　市長は、登録事業プランが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

　(1) 登録内容に、虚偽や重大な誤りがあることが判明した場合

　(2) 関連する事業者等に対する市民からの不満や苦情への対応等が適切でなかったと認められる場合に改善を求めたものの、その改善が認められずかつ同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合

　(3) 申請者の要件又は登録事業プランの要件を満たしていないことが判明した場合

　（公表）

第１４条　市長は市ホームページにおいて、登録事業者名や登録事業プランの内容等を掲載することとする。

　（登録事業者の役割）

第１５条　登録事業者は、登録事業プランについて利用を希望する者から見積依頼を受けた場合は、原則として次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、補助対象施設の所有者の意向によっては、仮見積書の提示を省略することができる。

　(1) 仮見積書の提示及びサービス概要の説明

　(2) 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示及びサービス内容の説明

　(3) 登録事業プランに係る契約締結及び工事施工等

２　前項第１号及び第２号については、無償で行うこととする。

　（遵守事項）

第１６条　登録事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 現地調査や太陽光発電システムの設置工事の施工等において、苦情を受けた場合又は事故、トラブル等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故・クレーム等報告書（様式第４号）により市へ報告すること。

　(2) 申請者の要件又は登録事業プランの要件を満たさなくなった場合、速やかに市に報告すること。

　(3) 見積申込や現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理すること。

　(4) 登録事業者は、市内外における営業状況、登録事業プランに係る契約状況等、市が行う調査へ協力すること。

　(5) 市内における普及啓発を行うため、市と連携した取組に協力すること。

　　　附　則

　この要領は、令和５年９月２５日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和６年１月１日から施行する。